

常陸大宮市
地域医療を担う人材確保修学資金
貸与制度貸与者募集要項
(令和3年度新規貸与開始者募集)

常陸大宮市保健福祉部医療保険課
医療・年金グループ
(令和2年6月)

常陸大宮市地域医療を担う人材確保修学資金貸与制度

貸与者募集要項(令和3年度新規貸与開始者募集)

◇ 制度の目的 ◇

市内の公的医療機関において地域医療を担う人材の育成及び確保を図るため、医学を履修する学生に対し、修学に必要な資金を貸与し、もって地域医療を安定的に提供する体制の確立に資することを目的としています。

1 応募資格

次の①～③のいずれにも該当する方とします。

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学の医学を履修する課程に在学する者（医学を履修する課程に合格し、入学手続きを行う予定の者を含む。）
- ② 将来市内の公的医療機関において、常勤医師として業務に従事する意思を有する者
- ③ この要項に規定する修学資金以外の修学資金その他これに準ずる資金の貸与を受けていない者又は受ける見込みのない者

※ 既に在学している者だけでなく、これから医学課程を受験する者（医学課程合格後入学手続きを行うこと）も対象となります。

2 募集期間

令和2年9月1日（火）から令和2年10月30日（金）まで

3 貸与金額

- 月額30万円
 - 入学料に相当する額 上限200万円（入学年度1回限り）
- ※ 入学料に相当する額は、実際に入学料として納めた額を貸与します。

4 貸与期間

- 修学資金 令和3年4月から大学を卒業する月まで （休学・停学・留年の期間は除く）
- 入学料に相当する額 入学する年度の一度限り

5 貸与予定者数

若干名

6 貸与方法

年に4回（5月、7月、10月、1月）申請者名義の指定口座に振り込みます。
なお、入学料に相当する額は、5月に振り込む修学資金と合算して振り込みます。

7 応募手続き

(1) 提出書類

- ・修学資金貸与申請書（様式第1号）
- ・誓約書（様式第2号）
- ・大学の医学を履修する課程に在学することを証する書類（医学課程に在学する者のみ）
- ・受験予定先届出書（様式第2号の2）（医学課程受験予定者のみ）
- ・大学の学業成績証明書（医学課程に在学する者で2学年以降の者）
- ・履歴書（様式任意）

(2) 連帯保証人

2名の連帯保証人が必要です。

※ 連帯保証人は、独立の生計を営み、利息を含めた修学資金の返還の責任を負うことができる資力を有する者とします。

※ 連帯保証人のうち1名は次の①又は②に該当する者とします。

- ① 申請者が未成年の場合には親権者又は後見人
- ② 申請者が成年の場合には父母兄弟又はこれに代わる者

(3) 提出方法

- 郵送の場合（簡易書留又は配達記録）：令和2年10月30日（金）17時15分到着分まで
- 直接持参の場合：募集期間内の8時30分～17時15分まで（土・日及び祝日を除く。）

8 貸与者の決定

書類審査及び面接を行い、貸与の可否及び貸与の優先順位を決定します。面接日程及び面接場所については、募集期間終了後に本人へ通知します。

なお、選考により通知される事項は以下の4通りとなります。

(1) 修学資金貸与決定通知書（様式第3号）

医学課程に在学する者で貸与を決定された者

(2) 修学資金貸与仮決定通知書（様式第3号の2）

医学課程に合格した場合に限り貸与を決定される者

※この決定は仮の決定であり、医学課程に合格し進学先が決定した場合に、正式に貸与が決定されます。医学課程への進学の可否の決定後、速やかに受験結果報告書（様式第4号）を提出してください。

(3) 修学資金貸与補欠候補者選定通知書（様式第3号の3）

選考により、貸与の優先順位が貸与予定人数を超えた順位にある医学課程に在学する者及び医学課程受験予定者

※貸与決定者又は貸与仮決定者に貸与を行わないこととなった場合に限り、上位にある者から繰り上げて貸与決定となります。

(4) 修学資金貸与不承認決定通知書

選考において貸与が認められなかった者

9 貸与者決定後の手続き

貸与決定後、修学資金貸与のための契約を締結いたします。手続きの方法や提出書類については改めてご連絡しますので、期日までに提出してください。

10 契約の解除及び貸与の休止

(1) 契約の解除

次の①から⑥のいずれかに該当する場合は、契約を解除します。

- ① 死亡したとき。
- ② 退学したとき。
- ③ 心身の故障のため、大学を卒業する見込みがなくなったと認められるとき。
- ④ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- ⑤ 偽りその他不正な手段により修学資金の貸与を受けたことが明らかとなったとき。
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき。

(2) 貸与の休止

次の①又は②のいずれかに該当する場合は、貸与を休止します。

- ① 休学、又は停学の処分を受けたときは、復学までの期間は貸与を休止します。
※すでに貸与された修学資金がある場合は、復学した月の翌月以降の分として貸与されたものとみなします。
- ② 留年した期間は貸与を休止します。

11 返還債務の免除

次の①から③のいずれかに該当する場合は、返還債務の全部又は一部を免除します。

- ① 大学卒業後2年以内に医師免許を取得し、臨床研修又は市長が別に定める医療機関での専門研修（一般社団法人日本専門医機構の定めによる基本領域研修をいう。）終了後、直ちに常陸大宮市内の公的医療機関の常勤医師として業務に従事し、その従事した期間が修学資金の貸与期間に達したとき（全部免除）
(例) 貸与期間が6年の場合は、市内の公的医療機関での従事期間が6年に達したとき返還免除となります。
- ② ①に規定する従事期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、当該業務を継続することができなくなったとき。（全部免除）
- ③ ①、②に規定する場合を除き、修学資金の借受者が、死亡、心身の故障その他特別な事情により修学資金を返還する能力を失ったと認められるとき。（全部又は一部を免除）

12 返還

次の(1)返還事由のいずれかに該当する場合には、その該当するに至った日の翌日から起算して30日以内に、貸与を受けた修学資金の全額に利息の額を合計した額を一括して返還することとなります。

(1) 返還事由

- ① 貸与契約が解除されたとき。
- ② 借受者が大学を卒業した後2年以内に医師の免許を取得できなかったとき。
- ③ 借受者が臨床研修、又は市長が別に定める医療機関での専門研修終了後、直ちに市内の公的医療機関において常勤医師として業務に従事しなかったとき。
- ④ 借受者が市内の公的医療機関において特定業務期間に達するまで常勤医師として業務に従事しなかったとき。

(2) 返還利息

返還利息は、修学資金の貸与を受けた日の翌日から大学を卒業する日((1)の①に該当する場合は、契約解除の日)までの日数に応じ、貸与を受けた修学資金の額につき年15%の割合で計算した額を徴収します。

13 返還猶予

被災その他特別な事情により修学資金の返還が困難であると認められるときは、実態に応じ、当該事情が継続している間、返還を猶予します。

14 延滞利息

正当な理由がなく修学資金の返還が遅延した場合は、返還すべき額に年14.6%の割合で計算した延滞利息を徴収します。

※この要項に定めのない事項及び疑義については、「常陸大宮市地域医療を担う人材確保修学資金貸与条例」及び「常陸大宮市地域医療を担う人材確保修学資金貸与条例施行規則」の規定に基づくものとします。

問い合わせ・書類提出先

〒319-2292 茨城県常陸大宮市中富町 3135-6

常陸大宮市 保健福祉部 医療保険課 医療・年金グループ

電話 0295 (52) 1111 FAX 0295 (53) 5811

E-mail iryohoken@city.hitachiomiya.lg.jp

URL <http://www.city.hitachiomiya.lg.jp>

※ 申請書等は、常陸大宮市ホームページよりダウンロードできます。